

第九十二回 帝國議會衆議院勞動基準法案委員會會議

付託議案  
勞働基準法案(政府提出)第九號  
昭和二十二年三月十三日(木曜日)午前  
十時三十三分開議  
出席委員

委員長

委員長  
事小島  
理事  
土井  
副委員長  
三郎君  
徳三君  
理事椎熊  
直作君

岩本 信長君 荒畠 勝三君  
伊藤卯四郎君 中原 健次君  
山崎 道子君 野本 品吉君  
野村ミス君

出席國務大臣  
厚生大臣 河合 良成君  
商工大臣 石井光次郎君

## 本日の會議に付した議案

勞動基準法案（政府提出）

君

○土井委員 本案に對しましては、厚生當局としてかなり各般における調査研究の結果立案されたものであります。内容的には非常に整備されてゐるといふことだけは十分にうかゞわれるのであります。私は本案中におきまする條項で、その一二をきわめて簡単に

御質問申し上げたいと思います。本來商工大臣が見えますならば、商工大臣の答辯が見えれば非常にいゝのであります。ですが、まだ見えておりませんから、途中から質問するような形になります。御答辯が願えれば非常にいゝのであります。ですが、まだ見えておりませんから、第一に考えられまする點は、この法案中における災害補償に對してであります。が、實は昨日の會議におきまして、石田君が質問をしておりました點について、厚生大臣は明確に答辯をしておらないのであります。言いかえまするならば、今回の法案が労働階級のために最もよき基準となりまして、その希望を達し得られるかどうかということは、かゝつて運営にあると思うのであります。ところがこの災害補償に對しまする關係はかなり進歩的な、あるいは高額な補償がある意味において行われていくのであります。もし中小工場のごときははたしてその負擔に耐え得るや否や、この點が非常に考えられるのであります。もし中小工場等が實際の面においてこれを履行しない場合、たとえば災害補償等における事柄等が履行されない場合がありまするならば、法文は單なる畫餅に相なつてしまりますのであります。そこで中小工場がはたしてこれらもの負擔し得るだけの経済的餘力があるということを前提として起案されておつたがどうか、この點について一應お伺いしたいと思ひます。

○河合國務大臣 業務上の死亡、負傷、疾病その他に關する災害補償は、お話を通りに労働基準法中の非常に重大な點になつておりまして殊に中小工場に對しましては労働者を十分保護せんと欲すれば中小工場あるいは立つていかないような場合がありはせぬかといふような懸念はもちろんであります。この點につきましては災害補償の保険法を出すつもりでおりまして、今日閣議の決定を見ましたので、できるだけ早くこの議會に提出いたします。この問題で災害補償の中小工場に對する負擔を轉嫁していくこう。保険法によりまして保険率から算定しますすると、これならば中小工場も堪え得るという目途がつく次第であります。

○土井委員 保険法が起案されて提出の運びになつてゐるそりでありまするが、その場合、保険法自體は在來の保険法のごとく、労働者及び工場主兩者が保険掛金をかけるのであるか、あるいは災害のために一方的に、たとえば事業者自身の補償の面から保険法が立案されているのかどうか、この點をお伺い申し上げます。

○河合國務大臣 勞働者に對する負擔はかけておりません。全部事業者側の負擔になつております。

○土井委員 さらにお伺いしたいのでありまするが、労働者の災害補償審査委員會といふものが設けられることになつておりますが、これは事實の問題といたしまして、いわゆる審査機關であつて、諸問題的内容をもつてゐる

のか、さらに進んでは執行的な面にまで行く権限を有するようなものになるかどうか。この點を御答辯願いたいと思います。

○吉武政府委員 この労働者災害補償審査委員會は、單なる諮問ではございません。そこで審査をいたしまして、決定をいたすものであります。

○土井委員 大體災害に對しまする關係は、戰前いろいろな角度で、われわれがつとに經驗しておるところであるのあります。やゝもいたしますると、災害の認定が比較的低位なところにもたらされる場合がしばらにあるのであります。極端なことを申し上げますとならば、醫師と工場主が相當結託、連絡いたしまして、災害の内容につきまして、それが一級に該當いたします場合のものを三級なり、五級なりにする場合がしばらあつたのであります。そこでこれららの事柄は、結局個々の労働階級が、十分にその不當を是正するところの機關が全然なかつたわけであります。ところが今日これが災害補償審査委員會というものによつて、たゞいま御説明のごとく、そこで審査をして、決定するということに相なつておるそうであります。いわゆる労働基準法の監督官が大體現状を調査し、それを委員會にかけるのではないか。委員一人一人が具體的な事實の問題を、積極的に調査するような権限が附與されてい

くかどうか。この點が非常に問題なの  
であります。しかもこの委員はきわめ  
て少數の委員であるように思われてお  
るのであります。もしもそうだといた  
しますならば、かなりたくさんの労働  
階級を十分に徹底して遺漏なきを期  
するということは、困難が伴うでは  
ないかと思ひますが、これはこの基準  
法の中になりまするよう、わざかな  
数によつてこれをやるということであ  
くて、さらにこれを擴大いたしまし  
て、あるいはまだこれに對するところ  
の補助的な機關として、民間人の、あ  
るいはこの方面におけるところの學  
識、經驗者をあげて、これらの仕事に  
携わらせる意思を有しておられるかど  
うか。この點をお伺い申し上げます。



とに相なつて來るのであります、この  
ういう場合における證明は少くとも監督官廳であり、あるいはこの面を擔當する  
してはいるところの行政官廳が、何か責任をもつてこれが履行をなし得るよう  
な、現實的な處置が講ぜられてしかるべきじやないかと思うのであります  
が、この點についての御意見はいかが  
であるかお聽きしたいと思います。

○吉武政府委員　この點は先ほども申  
しましたように、分割をするといふこと  
によつて労働者が不利を受けること  
うようなことは許さるべきものではな  
いませんので、監督官廳としては、  
届出をやるなり、その後の経過を隨時監  
視け出させるなり、もしそれが不履行を  
でありまするならば、今お詫びあります  
し、それはもう嚴重にやる方法はいく  
らでもあると思ひます。

それからもう二つこれはこうな  
ておりますけれども、保険制度が完  
備いたしますると、この保険の方でや  
れますますから、たゞ個人の間でこうい  
う問題が起るというの、問題として  
は非常に少い場合じゃないかと思いま  
す。それからもう一つは、これはまあ  
事業主の便利というばかりでやつたの  
ではありませんで、労働者側にも、一  
べんに金を貰つてその工場を去つてしま  
うよりも、まあ繼續していくといふ  
場合もありましようし、また一時に金  
が入りましてそれを使つてしまつとい  
うよりも、まあ分割していく方がいいよ  
う不利になるというつもりではござい  
ません。監督は十分私どもといたしま  
してやるつもりでおります。

ますところの別表第一にあります  
数字、この数字といふのは、在來の  
補償率からいたしまするならば、かな  
り増額されているということが見受け  
られるのでありまするが、この基本的  
なるよりどころ、言いかえれば、この  
数字が出てきましたところの根據がど  
ういう所にあつたか、その點について  
お伺い申し上げます。

○寺本政府委員 現在の工場法では、  
第一級の傷害を標準賃金六百日分とい  
たしております。この六百日分とい  
ますのは、一年の總日数を三百六十日  
として計算し、それから休みの日数五  
十二日を引きまして、それが三百八日  
になります。その三百八日の一年の勞  
働日の所得の三分の二を一年分として  
補償する。つまり二百八日分を一年分  
として補償する。そうしてその第一級  
のけがをしたものには二百八日分を三  
年間面倒見る。それを一遍に拂うもの  
ですから金利を差引きまして六百日分  
という数字が出ております。現在の工  
場法では三年定期といふ考え方に基い  
ておるのであります。六年定期に改めまし  
て、今度の平均賃金の建て方が働いた  
日だけの賃金でなく、それに休日、休  
暇を入れまして計算いたしました生活  
費を基礎にしておりますから、一年の  
三百六十日から、今度の平均賃金を使  
います場合には休日を控除する必要が  
ありません。休日は平均賃金の方で  
見てありますから、三百六十日分をそ  
のまゝ三分の二、從來の工場法の考  
方で三分の二の賃金を見る。三百六十  
日の三分の二で二百四十日、その三百

四十日分の賃金を六年間見るといふことで、三分の金利を見まして六年間で千三百四十日、こうなるのであります。各國の立法例を見ますと、労働能力を喪失したものは一生のけが、一生の労働能力喪失でありますから、生涯面例を見るような法制度もありますが、一時金といたしましては十年間分を見るとか、六年分を見るとかいろいろ例がありますが、これを六年定期と私たち呼びますのは、計算の手段として六年分見るということをいたしただけでありまして、實際これを完全な賃金に直しますと三年半分ということになるのであります。各國の立法例に比べますと非常に少いのであります。わが國の現状から言つてその邊が適當であろう、ということで、この六年定期の制度をとつたのであります。六年定期は現在の厚生年金で、障害年金を受ける権利のあるものが業務外の場合で亡くなつた、その場合に對して六年分の定期を支拂うということで、厚生年金制度では六年定期説を既にとつております。厚生年金の考え方、六年定期説を日本の現状から言つて妥當であるということで、千三百四十日という數字を出しております。今の工場法に比べますと二倍とちよつとよくなる程度であります。

る人たるべき権利を基本といたしまして、労働者が健康にして文化的な生活を営むことのできるようについて、これが建前に相なつておると思うのであります。こういふ観點から考えまして、将来これら産業に従事して貢献したところの労働階級が、みずから傷つきまして、再び職につくことができない場合が出てまいりますものについて、政府はいろいろな角度でこれを補償するところの制度を設けなければなりません。ということは言うまでもないのですが、さらにその後におけるところのこれらの労働階級に對しては、どういう方法によつてそれらの人々の生活を保障するという考へ方をもつておるか。これに對しましてお考えがありますならばお示しを願いたいと思ひます。

られておるのであります。こういう點から考えて、いきまするならば、賃金というものは労働者の收入全體をトータルしたものでなければならないのが基本原則だと思ひます。そこでまず第一に現に行われつゝありますところの二重賃金制度について、これを撤廃するような方針があるかどうか。この點をお伺いしたいと思うのであります。

○吉武政府委員 たゞいまの土井さんのお御意見ごもつともでありますて、從来いろいろ賃金につきましては標準賃金その他の賃金の制度がございまして、それが實際の總收入からだん／＼かけ離れておるということは、私どもも認めておるのであります。従いまして本法ではそういうことのないよう、ということで、ここに規定しております平均賃金の出し方におきましては、總收入をもとにして平均賃金を出す。架空的な標準賃金といふものを避けております。御諒承願います。

○土井委員 非常に結構な御答辯を伺つて私も満足でございますが、そこでこれは具體的なものとしてお伺いしたのであります。殊に資本家は巧妙な搾取手段といたしまして、労働者を使ふことを考えておりまして、そのために賃金というものが、どちらかとい

いえれば、本給よりも手當の方が本給以上のものがある場合がしばくありますたのであります。古い例ではあります、私が日本電気に勤いておりましたような場合においては、本給の七割五分というものが割増金であった時代があります。そのほかに通勤手當とか皆勤手當とか、いろいろなものを加えますと、實際は本給よりもそろした割増金あるいはまた通勤手當、皆勤手當、こういうものによりまして辛うじて生活を営むことができるといふような状態になつておる。それはどういうところからそういうことが考えられるかというと、御承知の通りまず第一に、こういふ災害補償のよしならものが基本的な給料によつて算定される。それから解退職手當のごときものも、これは割増金であるとか、あるいは手當であるとかいうよしならのがいよいよという場合には計算されないのであります。解雇手當一箇年分といふことにかりにいたしましても、それは本給の一箇年分であつて、實際は手當といふようなものは、これから除外されるということが今までの通例になつておるのであります。そこでこの二重賃金といふことは、勞働階級に對していろいろな面で不都合を來しておるといふことは論をまたないところであります。ただいまお伺いいたしますと、災害補償の立案においては總括的な賃金を算定して出しておるといふことであります。將來こういうよくな通勤手當、あるいは戦時中につくられましたところの家族手當のごときものはこれを見止して、なくしまして、そうしていわゆる基本的な給料の中に入れるべきではないか、こう思うのであります。

のと、十年後に行ったのと、やはり下宿料の支拂が大體同じようなわけであつまして、ともかくも貨幣價値のスタビリゼーションというものは非常に置いておる。それだからこの基本賃金を基礎にしていつてよろしいのですが、日本では非常に變化を受けておりまして、その變化に應じたやすく生活状態が變るから、そこでいろいろな彈力をつけて行くということは、やむを得ずやつてきたのぢやないかと思つておりますけれども、基本賃金をはつきりきめてゆくには、どうしても經濟の基礎が確立して、通貨の購買力の安定ということが一番重大な點であるといふに考えております。

○土井委員 現在の狀態では通貨は安定しておらないことは言うまでもありませんし、また物價指數においても非常に變動のはげしい時でありますからして、そういう一つの考え方をもち得るのですが、御説の通りだと思うのであります。われわれはたゞ現在の場合において、事實の面において賃金を一定づけるといふことの困難であるといふことは御説の通りだと思います。われわれはたゞ現在の場合において、事実の面において賃金を一定づけるといふことが、資本家自身があるいは工場主自身が考えますところの過去の關係は、通貨が安定している場合におきましても、あるいは物價等が安定しております時代においても、この二重、三重の賃金制度によつて巧みに労働者を搾取する、あるいは自己の負擔を輕減するといふ態度をとつておつたのであります。これは將來大臣の御説明のごとき結果になりまするならば、この制度を廢止しまして、賃金の意味を明確にしていただきまして、そして勞働階級が十分安心して勞働にい

そしてむように御配慮おきを願いたいと思います。  
次に第二十四條に、賃金に對しましてはこれを「カ月一回以上支拂う」ということになつておるのであります。が、御承知の通り、日本の賃金支拂の方法というものは、そうした形において行われております。私はこの賃金が月一回以上ということをありますからして、もとより何回も、たとえば二回拂にするとか、あるいは三回拂いにして行われております。あるいは週給にするとか、あるいは週給にするといふような事柄も考えられると思うであります。が、先づこの基準法が基準に相なりまして、各事業主は月に一回を限度としてやる、言いかえれば、金融その他の關係において、こういうことがとり上げられてゆくのであります。が、少くもわれゝはこの給料支拂に對しましては、理想的な面から言いまするならば、週給で進めてもらいたいと思うのであります。しかし今急速に週給まで行く、ということは、いろいろな面において困難が伴うであろう、ということは想像にかたくないのです。そこで少くとも進歩的だと考えられるところの基準法の面から行きまするならば、給料は二回以上、すなわち月に二回以上拂う、というように修正すべきではないかと思うのであります。これに對しまして御見解を承りたいと思うのであります。

いうようなことは非常に無理でなかなかうかと/orうことで、一回以上としておるわけであります。

○土井委員 吉武政府委員にお伺いしたいのであります。その一回以上は無理だと言われておることに何か明確な根據がおありになりますか。

○吉武政府委員 別に明確な數字的な根據があるわけでございませんで、大體の常識上考えられるというところであります。

○土井委員 これは結局一つの惰性から来る、あるいは慣習から來る形であつて、われくへは新しい時代におけるところの勞働立法、殊に労働基準法という面から見ますならば、そういうとらわれた慣習的なものに基準を置くということは、非常に賛意を表したがたのであります。少くとも厚生當局が、この基準法においてはかなり熱意をもつて、殊に精密なる調査研究の結果起案されたものでありますので、われわれはこの給料支拂といふよな面においては、もう少し進歩的なものが提示されるのではないかという期待をもつておつたのであります。おおおいとか、將來とかいふよなことは、これほどその場限りの言葉に相なる場合がしばしばあるのであります。私が申しまするならば、思い切つてこういいうような點は——これは二回以上現に各工場においては、かなり前から支給しております。われくの経験から行きましたが、大正七八年といふよな相當過去になつております時代においても大工場、大會社等は二回の給料支拂いと、いうことをやつておるのであります。こういうことから考えまするならば、

なるほど廣い意味合ににおいてこの基準法が制定されておるのでありますから、全般的な振合といたことを考えれば、あるいは二回以上ということはできないかも知れないといふようなお説でありまするが、しかし日本の現在の實情から考へまするならば、一回は必ず拂つておるのであります。二箇月に一回とか、あるいは半年に一回の給料拂いというようなものは、單なる雇人の場合でも、あるいはたとえば女中とか下僕といふような場合におきましても、そういうようなことが行われてない。言いかえれば一回は必ず各方面に行われている。そういうことから考えますれば、私は一回を基準にするといふことは當を得た處置でないと思ひますので、將來こういう點について十分御考慮の上、積極的にこれが二回以上あるいは三回、あるいは週給にすらよう御配慮おきを願いたいと思ひます。これは希望でありますから御答辯を煩わす必要はないと思うのであります。

たゞいまの慣行でも、工場におきましてはお説通りにケースが非常に多いのですけれども、この法律は申すまでもなく、もう一般の官吏から勤人一切を網羅するわけでありまして、料理屋の女中から郵便局もみんな入つてくるわけでありまして、今までの慣行からみますると、工場以外では一回の場合が非常に多いのです。また工場におきましても、日給という觀念を去つて月給で、こうじやないか、その方がかえつて能率が上がるというようふうに進みつゝある業態もあります。そういう百様百態の業態をとらえるのでありますから、やはり法律としましては、最低限度としましては二回以上といふことにした方が今日の情勢、また近い將來の情勢においても適當であると考えております。しかしながら工場の賃金の支拂などにつきましては、で生きるだけ今お話をのようなふうに進むのがいゝんじやないか、そこらは行政の運用また指導方針でいくんじやなからうかといふふうに考えております。

それから第二の點はこれはお説通りにそういう方面、警察官、看守その他に適用があります。

○土井委員 さらにお伺いしたいと思ひまする點は、昨日石田君が質問しておりましたことについて御答辯がなかつたのでありますから、中小工場が協同組合的なものをつくつて、連帶責任を負わせるような、そういう形をつくる必要があるのでないかということを言われておりましたが、これは單に職場中におけるところのいわゆる事業の統制とか、あるいはそういうような面で私は申し上げるのではないのですが、將來日本の中小工場といふ

ものは相當にこのケースから見ますと事業經營の上に困難が伴うのではないのか、たとえば中小工場がいろいろな面における負擔をなし得ないような場合があつてはいかぬといふので、保険法によつて保険金をかけさしておいて、あらかじめ萬一の場合に備えておくと先ほど御答辯がありましたと、實際はその保険金をかけること自體が相當に困難な者ができてくる場合も想像にかたくないのです。殊に中小工場の場合において、そういう面が多分に現われてくるのじやないか。そこで大體保険金の率合い、言いかえますならば、このケーブルに入つておりますところのいろ／＼な負担をなしますることによつて、一體どの程度の保険金をかけければその補償ができるかどうか。またその補償をすることが相當に困難だとするならば中小工場がそれ／＼協同的に協同組合式なものをつくりまして、お互ひがカバーし合うといふような、こういうことの指導をすることがよいではないかと思うのであります。ですが、この協同組合式なものをつくるせるということについての意向と、それから保険金の負担が中小工場、殊に小工場に對しまして、一體どの程度のもので貰い得るか、これについての基本的な數字がもし示せるならば、この場合お示しを願ひたいと思うのであります。

えうと思つております。そのほかいろいろ最近考えておりますのでは、工場アパートのようなものもだん／＼やつて、一つの大きな工場を分割しまして、そり／＼して中小工を入れてやる、そろりますと自然そこにやはり電力とかその他の關係、あるいは經營指導の方の技術上の問題などについても關連性をもつてきて、中小工の經營を樂にするという面、いろいろな面において方法もあらうと思つておりますが、これは主として商工大臣からお答えになるべきことだと思つております。今の保険の負擔を輕減するという――それをお互いにカバーするという面については、でくるだけそういう點に進むのがよからうという考え方であります。また保険料の負擔の程度につきましては、この間から災害保険を見まして私の頭へ入つてゐる記憶では、比較的少くて済む、これならば大體やつてゆけるという見込みであります。細かい数字はたゞいま政府委員から申し上げます。

と、紡績工場等におきますところのいわゆる寄宿舎制度、紡績工場ばかりではありません。最近は各方面における産業場に寄宿舎制度が採用されておりまするが、今度はこれに對しまして比較的自主的なものを認めまして、在來やつてまいりましたような、工場がこれに一々容認するといふようなことをせぬことに相なつてゐるでありまするが、そこで實際の面におきましては、われくから考えれば、法規の面ではそういうことになつておりまするが、しかしはたしてそういうことが可能であるかどうかという點であります。そこでこの問題を徹底せしむるためには、どうしても監督機關といふものが十分に活用されていかなければならぬと思ふのであります。さらによく工さん等を取扱う面におきましては、男の監督よりも女子の監督が必要であるのであります。最近警察官なども女子を採用しておりますが、労働者の面においてこの女工さんを取扱うことのために女の監督が相當に必要だと思うのでありますするが、もとよりこういふ面は、過般本議會あるいはまた當委員會におきましても、同議員の諸君の質問に對して答えておられまするが、全國的に見まして、この女の監督官を一體どういうような形で、どの程度のものを採用することになつておるか。もう一つこれらの人々の監督の内容は、實際の面において、たとえば女の警察官を採用いたしましても、その仕事の上において制限があるよう承知しておるのでありまするが、同じ監督何か特別な職分が區分していくのかどうか。こういう點について念のため

お伺いしておきたいと思うのであります。

吉武政府委員たるいす寄宿舎の問題についてのお話から、監督官について

制度につきましては、お話をのように從前のおきましてはその點を一掃いたしましたして、自治的な寄宿舎をうるものをおきましてはござりますので、身分拘束的な制度でござりますので、本法におきましてはその點を一掃いたしましたして、自治的な寄宿舎をうのものを設けることにいたしております。これが實際の面に具現いたしまするには相當の困難があるかと思ひまするが、これは今日の情勢におきましては、當然押しつていかなければならぬと思つております。それにつきましては監督官の制度を完備しなければなりません。これは寄宿舎ばかりではございません。これは、本法の施行につきましては、御承知のよう、相當進んでおり、またその關係する部面が從來の工場、礦山ばかりでなく、あらゆる業態にわたつておりまするので、監督官の制度の完備といたことは本法施行の上において最も重要なところであります、大體豫算の方におきましても、從来は監督官とておられますので、監督官の制度といふことは本法施行の上において最も重要なところであります、大體豫算の職分でありまするが、もちろんん女子の監督官は、女子の保護の上には女子が當るということが、最も關心も深いし、意もあつて、そういう方面に携わらせるつもりでおりますけれども、今すぐ女子の監督官はこれれだといふうな、こまかい構想はも

つておりません。主として女子、子供等の保護に當らせる考え方をもつております。

(小島委員長代理退席、委員長著席)。

組合のない場合においては、労働者の過半数を代表するものと協定しなければならないということありまするが、いわゆる労働組合のない場合における労働者の過半数というもの、これに對する方法は一體どういうふうにしでやるのか、代表會議のようなものを開いて、それでやらせるのか、あるいは過半数という事柄について、具體的にははどういうことによつて決定しようかといふ考え方をもつてゐるのか、この點をお聞きしたいと思います。

ありまするが、ない場合にはめんどうな點もあらうかと思ひまするが、それはやはりその場へに應じて公正な方法をとらせるよりほかないとと思つております。委任狀によつて決定する場合がありましよし、あるいはまた全部集まつてもらつて、そこで討議する場

○土井委員 ただいまの御答辯によりますと、その工場々々の特殊な事情に従つて譲るということであります。するが、たとえば時間の延長その他を考えている場合、いわゆる常時残業その他のが行われるという場合でありますならばこれはやり得るのであります。

るが、しかしこの基準法は原則として定時間制というものを認めていく。言いかえればオーパータイムというも

のば萬やむを得ない臨時的なものであつて、當時的なものではあり得ないと、いうことが原則になるのであります。こういう場合に、たとえ急に仕事がはいつてきて、一定の日限あるいは二日なり三日なりというような豫則され

ない仕事がきた場合において、一々代表會議を開くとか、あるいは投票によるとかいろいろなことは相當に困難が伴うのじやないかと思ひまするが、こういふ點につきまして、當局の見解は當時こうしたオーパー・タイムがあるという御見解の上に立つて考えられておるのかいつの場合でも労働者の健康と、あるいは文化的な生活をなさしむることのためには定時間制を厳密に行なう。萬やむを得ないときだけこのオーバータイムや何かを認めるといふ、この立場においてお考えになつていい。

といったしますならば、實際の面において、これを運営することが相當時間的にも技術的にも困難な場合ができるのではないかと思うのであります。この點についての實際上から見た考え方があれば示してもらいたいと思ひます。

○吉武政府委員 こもつともであります  
すが、この三十六條で豫定してござい  
ますものは、大體普通の場合豫定され  
るものについてあらかじめ協定をして  
おくということであります。臨時に思  
いがけなく出てきたときにつく組合の  
意見を聞くとか、あるいは過半数の代  
表の意見を聞くといふようなことは、  
なか／＼できることであります。そ  
ういう臨時に起つて来た問題につきま

しては、三十三條にあります臨時必  
要な場合においての處置があるのであ  
ります。ただしかしこれはそう簡単に

いつでも臨時必要というわけには認められませんが、避くべからざる事由によつて臨時必要があるような、ごく臨時的なものは三十三條でいくのであります。普通の場合はあらかじめ豫定されるものについてやつておくといふこと

○土井委員 そこでわれわれの懸念される點は、たとえば工場全體が時間外の勞働をするといふような場合でありまするが、大きな工場等になりまするとデパート、デパートによるところの部分的なものが生ずる場合があるのであります。これはかなり現実的な面においてこのことが行われていると私は見てるのであります。このデパート、デパートにおいてやる場合におけるいわゆる過半數というものはそのデパートに限定されるものであるのが。あるいはや

はり工場全體としてその問題を取扱うのである。こういう點についての御見解をお示し願いたいと思います。

○吉武政府委員 組合がありまするときには、やはり組合全體としての行動をとる方が望ましいから、従つて組合の同意を得るということになると思ひ

○土井委員 どうも實際の面にはいつ  
思つております。

あります。それから組合のないときには、  
今のような部分的な問題については問  
題はありますが、しかしこれはただ組  
合がないということだけでありまして、  
て、やはりその職場に働く労働者と  
しては共通の利害關係がありますから  
ら、やはりその全體の意見をあらかじ  
め聽いておくといふことが望ましいと  
思つております。

てくると、これは非常にむずかしい問題になるのぢやないかと思うのです。

合が自治的にやりますから、局部的なデパートによつてそれべくその時間外の労働をするといふことは、あらかじめ協定もできるでありますよし、あるいはその可能性が十分認められるのであります。ところが労働組合がない

場合に、殊に一定のデパートだけが當時建築をしなければならぬという場合がしばしばあるのです。たとえば他のデパートではほとんど建築がない。しかしあるデパートに限つて仕事が非常に多いために建築をやるという場合がある。その場合に、この條文からゆきますると、いわゆる労働者の過半数を代表するとの書面による協定ということになつておるのであります。その場合に一體過半数といふことは、この法律の面から見ますると、全工場の従業員の過半数と、こう

私は認定するのであります。利害關係のない、言いかえれば殘業制度に對して直接關係のないデパートの諸君と、それから殘業をしなければならないところのデパートの諸君とのいろいろな錯綜した利害關係とか、その他の面がありまして、それで至體的に統一をとることが非常に困難になつて事業の上に影響をもたらす場合がありますが、どう考えるのであります。これについて一體どういふうな處置を當局としてとられる意思をもつて立法されておるかということなのであります。これは具體的な面において将来起つてきて、疑問になる點じやないかと恩うのであります。そこをひと分明確にしておいていただきなければなりません。

ば、非常に困る場合ができ上るのじやないか、かようにも思つておるわけあります。その點についてさらにはひつります。御答辯願いたいと思ひます。

○吉武政府委員 大體土井さんの意見に賛成でありますて、そのつもりでつくりております。たゞしかしその當該事業場といらるのは、たとえば一つの會社があつて、その會社の工場が二つも三つもあるといふ場合に、その二つも三つもある工場全體の組合があつれば簡単にそれれども、組合がない場合に、その一つある工場全體なのか、一つなのやら。

その一つの工場が一つの當該事業場であるかといふような點は、個々の認定によつて見なければならぬ場合があつらうかと思つて、若干私は含みをもつて申し上げたのですが、大體一つの組合が組織されるような職域については、その全體の勞働者の過半數というふうにもちろん運用してゆきたいと思つております。

○土井委員 どうもまだ納得がゆかないのですが、私は一つの工場内における元パート、たとえば電機會社のような場合には、變壓工場とか、あるいは結継工場であるとか、それは別に離れてゐる工場であるとか、卷線工場であるとか、あるいは板金工場であるとか、あるいは機械工場であるとか、それは別に離れてゐるわけではない。要するに同一工場内におけるところの敷地内で、同一の建物の中に二つも三つもパートがわかれている場合がある。その場合に、限られたパートだけが殘業するような場合において、勞働組合があれば問題じやない。勞働組合がない場合においての過半數ということになると、一體そのパートだけの、たとえば機械工場

だけの過半數でいいのが、そうでなくして、要するに全體ということになる。されどもつて、非常にむずかしい問題が出てくるのがやないか。こう思うができます。それで全體としては、一々わざかのパートだけを、これはぜひ発業しなければならぬということになつておるにかかわらず、全體の代表の、全體の人の過半數の承認を得ると、いうことは、これは工場、會社としてなか／＼やることに困る場合ができるやうのぢやないか。そういう場合を言ふのでありますて、工場が全然別個の工場に第一工場、第二工場、第三工場とある、という場合ならば、その工場単位にやつていゝと思ひのありますて、同じ棟の中にそれ／＼パートが違つておるというような場合、部分的パートの殘業の場合に一體どう取扱うか。こういうことなんであります。

○土井委員 われ／＼は實際的な面でこの問題を考えておるのでですが、たとえば端端な場合を言いますと、私日本電機にも働いたことがありますと、芝浦製作所にももと働いたことがあります。が、たとえば芝浦製作所のような場合においては、総合的な仕事をやつておりますので、工場がいろいろに分割されておるわけあります。今言いましてようには、鑄物工場があるかと思えばエナメル工場がある。あるいは板金工場があるかと思えば機械工場がある。あるいは絶縁工場がある、卷線工場がある。卷線工場があるかと思えば扇風機の工場がある。いろ／＼ある。日本電機のよくな場合でもそうである。電話調整器がある。調整器の中にも受話器がある。送話器がある。發電機がある。あるいはモータ係がある。あるいは木工があるとか鑄物があるとか、いろいろわかれています。そういう場合に労組合があればいいけれども、労働組合がない場合に、たとえば鑄物だけを産業しなければならぬといふ場合に、全體の人の意見を聽くといふことになると、それは非常に仕事がやりづらくなる、できなくなる。その場合にはやはりそのパート／＼の過半数といふことでいいのかどうか。私はそれではなければ事實の運営については困る場合ができるてくるのぢやないか、こう思ふわけなんです。これは三十六條なり、あるいは場合によつては九十條とか、こうじうよくな面では實際にかなり疑義を生ずる場合がある。そりして事實の仕事の上において困難を來す。言いがえれば、千人も二千人もいる中で、百人の單なるデパートだけが産業

しなければならないといふ場合が現實の問題としてはしばし起る。その場合に、百人の人を残業せしめるために一千九百人の人の半過半數だから一千九百人以上の人との同意を得なければ、その局部的な百人の人の残業ができるないということになつたならば、これは作業をやつてゆく經營者の面から言つては非常に困難が伴うということを考えるのである。この點についてどうも實際の面と符合しない場合があるので、いふべき單なる問答になつてはかえつていけないと思ふのであります。さらにはいつ明確にしていただきことがいふのがやないか。こう思ふのであります。いかがでしよう。

○吉武政府委員 この三十六條の問題を、臨時に個々に起つたときに、すぐそこで同意を得ようといふような御趣旨に考えられますが、今のよな非常に面倒な問題が起ると思います。そういう個々に起つたときに、すぐそこで同意を得るかどうかといふ問題は、そういう同意でなくして三十三條の方にあります臨時の必要でやるわけであります。ただその工場の全體の經營としてあらかじめ豫定される、どういうときにはどの程度の残業をやろうとする、そういうときの條件はどういうふうにするということを、あらかじめきめておく場合を規定しておるわけであります。普通労働組合があるときに、そういうものは労働協約で當然規定されるのであります。労働組合のないところでも、それに代わるような方法によつて、民主的な全體の労働者の意見を聽いて、あらかじめつくつておくることが望ましい。こういう方法をとつておるのでありますから、個々に臨

時によつと起つて、そのときに、さあ同意を得るにほどこの部面の労働者の過半數の同意でいいかどうかというようにお考えになりますと、きわめて困難のように思います。たとえば就業規則をつくる場合におきましても、ただ就業規則が一方的に会社の方でつくられるということは望ましくないから、民主的に、その労働者の意見を聽く、労働者の意見を聞いてみて、それを反映してつくるといふ場合には、組合があれば簡単ですから組合でできますが、組合のない場合といたしましては、やはりそこに勤めておりまする労働者の全體の過半數の意見を反映してやるということが望ましいと思つておるのであります。

○土井委員長 大體私の質問は以上で打ち切りまして、あとは商工大臣が歸つてしまひましたら、その機會にさらに質問を繼續することにいたしまして、ひとまず打切ります。

○矢野委員長 それでは午前はこの程度にいたしておきまして、午後は一時から開會をいたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時十八分開議

○矢野委員長 休憩前に引き續き會議を開きます。質疑に入ります。土井君。

○土井委員 商工大臣に御質問申し上げたいと思うのであります。まず第一にお伺いしたいと思ひます點は、労働基準法が實施されますことによりまして、殊に労働基準法の面におきまし

午後一時十八分開議

午前十一時五十三分休憩

時によつと起つて、そのときに、さあ同意を得るにほどこの部面の労働者の過半數の同意でいいかどうかというふうにお考えになりますと、きわめて困難のように思いますが、そういうことを豫定しておるのでないのです。従つてこのなかには方々にそういう規定がござります。たとえば就業規則をつくる場合におきましても、ただ就業規則が一方的に会社の方でつくられるということは望ましくないから、民主的に、その労働者の意見を聽く、労働者の意見を聽いてみて、それを作反映してつくるといふ場合には、組合があれば簡単ですから組合でできますが、組合のない場合といたしましては、やはりそこに勤めておりまする労働者の全體の過半數の意見を反映してやるということが望ましいと思つておるのであります。

○土井委員 大體私の質問は以上で打ち切りまして、あとは商工大臣が歸つてしまひましたら、その機會にさらに質問を繼續することにいたしまして、ひとまず打切ります。

○矢野委員長 それでは午前はこの程度にいたしておきまして、午後は一時から開会をいたします。

第六類第五號 勞動基準法案委員會議錄 第三回 昭和二十二年三月十三日

では、事業會社がかなり大きな負擔をするという結果に相なると思うであります。そこでこの基準法が實施されますことによりまして、わが國のいわゆる産業經濟にどういうやうな影響をもたらしてくるか、この點をお伺いしたいと思うのであります。それはどういうことであるかと申しまするならば、御承知の通りわが國の從來の産業は、低賃金と過重な労働によりましてその産業が維持されていったのであります。もとより事業者が過大な利潤を追求するという面もありましたから、在來のいわゆる事業者の利潤を大幅に縮小いたしまして、この基準法が制定されますることによつて生ずるすべての負擔を、肩がわりするといふことも考えられるのでありますけれども、いずれにいたしましても、基準法制定は、各産業の面にかなり時間的な關係において、あるいは實際的な賃金の支拂いの上において、あるいはまた災害補償、その他の問題を通じまして、經濟的な負担が加重されいくだらうといふことを考へるのであります。これによつて及ぼす影響がどうであるかといふことについての御見解をお伺いしたいと思うのであります。

ういうことかと申しまする、第一には労務者自身の待遇改善によりまして、労務者の働く面におきましての生産意欲といふものに、非常によい影響を及ぼすのではないか。それから經營者と労務者の氣持が、生産を盛んにしないければ、俸給も渡り得ないであらう。どうしても働くくちやならぬということに考えが及んで、労務者と經營者が一體となつて、生産を盛んにしていくといふ氣持ち起つてくるであらう。という、これは心持の上の面であります。そう思います。それから實際的な仕事の面からみますると、時間的にいろいろ制限されていく。あるいは賃金値上げによつてきますが、經營上の打撃はどこからそれを埋めていくかという問題になるのであります。今申しましたような氣持によつて生産が増加すること、また品質の向上と、う面におきましては、私ども特にこれは中小工業の面でこの間からやがましく言つておるのであります。が、經營の合理化と生産技術の指導といふことに努力をいたしていくことを、この間からしきりに申しておるのであります。が、そういう方面からいたしまして、生産品そのものをよくしていく。そして數も増していくといふことになりりますれば、かえつて日本の經濟基礎と申しまするか、製品の面において、國内はもちろんでありますするが、海外の貿易關係におきましても、よい状態になります。が、そういうのではないかと考えておりまして、結論いたしまして、産業經濟の面にはかえつて長い目で見ればよい影響を及ぼすであろうということを考えております。またお話を中に、その過渡期において非常に困難なこと

かりはせぬかというお話をあります。これは私の申しましたようなことは、今日からすぐということはできないものであります。過渡的には多少の困難を伴うと思うのであります。が、そういうことに對しまして、中小商工業等においてはできるだけ協同的にいろいろ仕事をやつしていくといふことによりまして、いわゆるつき申しました經營の合理化という方面でいろいろ指導援助をしていけば、その點は補い得るのではないか。しばらく不自由あるいは經營上に多少の打撃はありますとしても、これをやつしていくことによりまして、長い目で見れば日本の經濟は立派な方向に進んで行き得るということを信じておるのであります。

ります。萬一日本の産業が思れしくないような形になつてまいりますと、その結果この基準法によつて決定されたができますては、かえつて勞働階級全體の生産意欲なり、あるいはその文化向上のためにも悪い影響をもたらすと思つのであります。そこで一體今度の基準法を実行することによつて産業界が負擔しなければならない數字はどういう形において現われてくるか。言いかえれば從來の慣例からいきまして、生産の面においてどの程度の負担をれしなければならないかということを、商工省としては數字的に検討したことがあるかどうか。また數字的に検討したといいたしますならば、その結果は一體どういうふうになつておるか。この點をお伺いしたいのであります。

時日本の製品はソーシャル・タンブリングによつて海外の市場を荒らしてゆく。言いいかえればそれは労働者の低賃金過重労働によつてあがない得たものであるということを言われておつたのであります。將來日本の産業の面において、殊にこの紡績のような場合におきましては、手間賃仕事であるといふ面から行きまして、その生産コストが相當高くなりまするならば、海外との貿易といふものが、競争が成り立たないという場合が生ずる憂えもあるのであります。そういうことは結局日本再建していくのであります。この點について、將來海外貿易が許された場合において、生産コストの相當高くなる日本商品がその競争にうち勝つて、そして日本の經濟を再建する事ができるかどうか。そういう點についてのお見透しがどうであるかということについてお伺いをしたいのであります。

形においててもいいだろ。司令部の方からもそういう品物を出した方がいいだろう、たゞ生地のまゝではなかへ向うでもつて今のところ、お話をの中にありましたように、品物としての競争の面もあるると見えまして、何か加工したもののがよろしいというようなことで、先ごろから數字で申すと四千萬円方ヤードでありますか、それだけ染織加工して出せという話が来て、でき上りました品物に加工するような手順を今しておる状態でありまするが。こういうふうなことにして素材を第一次的に加工し、また第二次、第三次的にだんだん加工した品物が出るようになつてゆくということになりますと、その間のいろいろの段階の上においても有利な展開をすることができるだらうと思つております。たゞ労働賃金が製品に及ぼす影響の大きくなることは、どの場合においても同じようになつてくるわけでありまするが、これはどうしても製品をよくしてゆく。そうして高い値段でも賣れるようなどいふことと、それからもう一つは、それをたくさんのお客様にかけて、一つの品物に対する労働の単價を低くするといふことは二つの面からじかゆく途はないのでありますて、それが實際上困難かどうか、簡単に何でもないことだといふことができぬのも事實でありまするが、これはこれから先のその業態の經營の行き方によりまして、だんなくこの負擔を緩和する事とかできるのじやないか。日本の紡績業が盛んになつて、世界にのしていつたということをも單に労働賃金が安かつたというだけではなく、日本の綿をもつてきて、そして世界各国の綿に混綿をする仕方が

上手であるとか、あるいはでき上る品物がそれ／＼の地帶に向くようになつてゐる。先進國にもつてゆくだけではない。後進國の方にもいろいろ／＼もつてゆくということについての、商賣上のいろいろな上手な行き方があつたといふことで、日本の紡績業は、伸びてきておつたのでありますから、私は必ずやこの前途は悲觀することはいらぬと、こう思つております。

でおつたのであります。こういふことが將來起らないであろう、あるいはまたいろいろな面においての生産の技術的向上によりまして、これを防ぐことができるであろうといふ大臣の御見解は、ある意味において、安易な御見解ではないかと思ふのであります。われわれは勞働階級全體が健全なる形において將來生活を營むことのできるよう、この勞働基準法によつて基礎的

低労働賃金と労働時間の過重によつて行われたものでない、ということを言われておりますけれども、事實はしからずして、むしろ私が言いますように、労働時間の延長と、それから低賃金によつてもたらされたところの一つの大きな結果であると思うのであります。そこで現在いわゆる労働攻勢、あるいは労働階級の階級的意識水準の向上によりまして、人件費は非常に大き

しなければならぬと思うのであります。うまくいくだろうというような、簡単にそういうとは私思いません。ただ前途の見透しはさうなるだらう。またそうちなくちやならぬ。そうするには官も民もともにいいという施設はどんどん取入れていくのだ。そうしてこれを守るうじやないかといふその説明を加えて、私は將來はいよいよ見透しを申し上げたわけでありまするが、

○土井委員 戰爭前における日本の對外貿易は、大體においてわれらの見るところによれば、要するに労働の過重と低賃金によつてから得たものであるといふことを、斷定的に申し上げることは多少控えなければならぬかも知れませんが相當強くその點を申し上げることができるのじやないかと思うのであります、たとえば今商工大臣が一例として、紡績産業の面において素材をそれ／＼密度の加工によつてやるということによりまして、將來決して他國の製品と劣るようなことがなくなつてゆき、海外貿易の上においても影響するところは少いだろうということを言われておりますが、現に私は昭和三年以來染織労働組合に關係をもつておりまして、染織は單なる手間工賃の業であります。言い加えますならば、製品に對して捺染、さらさ、あるいは刺繡その他を行いましてやるのでありますが、結果におきましては労働階級全體に對するところの賃金は、いわゆる發注者と生産者との間におきまして、サンドウイッチ的な壓迫をこうむつて、それが事業家から必然的に労働階級の低賃金を強要し、あるいは過重なる労働を強要するということになつ

な條件を確保していくべくということはぜひ必要であります。またそれを將來恒久的に實施していくべくしなければならない。同時にそれは日本の産業の面においてすなわち經濟の面においてこれが確立されていかなければならぬいということを考えておるのであります。現在の日本の經濟狀態は、必ずしも將來樂觀を許さない狀態になつておるのであります。一面において相當理想的な勞働基準法というものができ上つてきておるのであります。しかし日本經濟の將來の面におきまして、樂觀すべきよりもむしろ悲觀すべき狀態であるということを考えまするならば、今日描かれておりまするところのものが、實際の場合にこれを實施するときには、それが履行できないといふことは、われわれとして大きな苦痛であり、また失望でなければならぬのであります。私はそのことをおそれゆえに、いわゆる經濟再建の面において、日本の將來の産業がどういう形において行われていくかということが、非常にこの問題と關連を有すると思うのであります。

くかさばつてまいつております。官公省等における人件費においてもしかりであります。工場會社等における人件費もしかりであります。その生産コストの七割ないし八割を人件費に投じなければならぬという状態であります。こういうことになりまするならば、いきおい勞働基準法といふものが制定されて、もし産業全體が維持、經營する事が困難であるとするならば、個人の企業の面から離しまして、これを國家企業の面に移行し、國家全體の上においてカバーリしていくことが必要じゃないか。商工大臣といたしましては、將來こういうような面において支障を來す場合に、それべの産業を國家の機構經營の中に包容していく。すなわち國營に徐々に展開していくといふところの必要があるのではなろうかと思ひまするが、この點についての御見解をお伺いしたいのでおりります。

今のお話の、だん／＼いけなくなつたらしまいには國營にする意思はないかといふお話をあります、私は國有問題につきまして、たとえば石炭の問題とか、肥料の問題等についても、それに似たような意味のお尋ねをほかで受けたときにも申し上げたのであります。が、私は、そういう場合に國營を持つていくということは考えていないのであります。私自身としては國營を持つてないが故に、國民そのものの創意によつていろいろな面が改善されていき得る、またそれと同時に、政府の方においても、その經營がうまく合理化され、工員の待遇もよくなり、一方製品もよくなるという面にあらゆる努力をして、援助をしてやつていけるのではないか。將來のことば知りませんが、現在は私そりやうよろしく思つております。

○土井委員 商工大臣に對する質問はその程度で打切りまして、厚生關係で一、二御質問を申し上げたいと思います。今度の労働基準法の制定と關連いたしまして、政府がその機構の面においても、今までそれ／＼の局を設け、その局の下に、またその下部組織といふものを作ることになつてゐるのであります。が、現在の機構の内容では労働省

今しておる状態でありまするが、こういうふうなことにして素材を第一次的に加工し、また第二次、第三次的にだんだん加工した品物が出るようになつてゆくということになりますと、その間のいろいろ値段の上においても有利な展開をすることができるだらうと思つております。たゞ労働賃金が製品に及ぼす影響の大きくなることは、どの場合においても同じようになつてくるわけでありまするが、これはどうしても製品をよくしてゆく。そんして高い値段でも賣れるよううにといふことと、それからもう一つは、それをたくさんの製品にかけて、一つの品目に對する労働の単價を低くするといふ、これは二つの面からじかゆく途はないのでありますし、それが實際上困難かどうか、簡単に何でもないことなどといふことができぬのも事實でありまするが、これはこれから先のその業態の經營の行き方によりまして、だんづここの負擔を緩和することができるのじやないか。日本の紡績業が盛んになつて、世界にのしていつたということも單に労働賃金が安かつたというだけではなく、日本の綿をもつてきて、そうして世界各国の綿に混綿をする仕方が

○土井委員 戰爭前における日本の對外貿易は、大體においてわれらの見るところによれば、要するに労働の過重と低賃金によつてから得たものであるといふことを、斷定的に申し上げることは多少控えなければならぬかも知れませんが相當強くその點を申し上げることができるのじやないかと思うのであります、たとえば今商工大臣が一例として、紡績産業の面において素材をそれ／＼密度の加工によつてやるということによりまして、將來決して他國の製品と劣るようなことがなくなつてゆき、海外貿易の上においても影響するところは少いだろうということを言われておりますが、現に私は昭和三年以來染織労働組合に關係をもつておりまして、染織は單なる手間工賃の業であります。言い加えますならば、製品に對して捺染、さらさ、あるいは刺繡その他を行いましてやるのでありますが、結果におきましては労働階級全體に對するところの賃金は、いわゆる發注者と生産者との間におきまして、サンドウイッチ的な壓迫をこうむつて、それが事業家から必然的に労働階級の低賃金を強要し、あるいは過重なる労働を強要するということになつ

な條件を確保していくべくということはぜひ必要であります。またそれを將來恒久的に實施していくべくしなければならない。同時にそれは日本の産業の面においてすなわち經濟の面においてこれが確立されていかなければならぬいということを考えておるのであります。現在の日本の經濟狀態は、必ずしも將來樂觀を許さない狀態になつておるのであります。一面において相當理想的な勞働基準法というものができ上つてきておるのであります。しかし日本經濟の將來の面におきまして、樂觀すべきよりもむしろ悲觀すべき狀態であるということを考えまするならば、今日描かれておりまするところのものが、實際の場合にこれを實施するときには、それが履行できないといふことは、われわれとして大きな苦痛であり、また失望でなければならぬのであります。私はそのことをおそれゆえに、いわゆる經濟再建の面において、日本の將來の産業がどういう形において行われていくかということが、非常にこの問題と關連を有すると思うのであります。

くかさばつてまいつております。官公省等における人件費においてもしかりであります。工場會社等における人件費もしかりであります。その生産コストの七割ないし八割を人件費に投じなければならぬという状態であります。こういうことになりまするならば、いきおい勞働基準法といふものが制定されて、もし産業全體が維持、經營する事が困難であるとするならば、個人の企業の面から離しまして、これを國家企業の面に移行し、國家全體の上においてカバーリしていくことが必要じゃないか。商工大臣といたしましては、將來こういうような面において支障を來す場合に、それらの産業を國家の機構經營の中に包容していく。すなわち國營に徐々に展開していくといふところの必要があるのではないかどうかと思ひまするが、この點についての御見解をお伺いしたいのでおりります。

今のお話の、だん／＼いけなくなつたらしまいには國營にする意思はないかといふお話をあります、私は國有問題につきまして、たとえば石炭の問題とか、肥料の問題等についても、それに似たような意味のお尋ねをほかで受けたときにも申し上げたのであります。が、私は、そういう場合に國營を持つていくということは考えていないのであります。私自身としては國營を持つてないが故に、國民そのものの創意によつていろいろな面が改善されていき得る、またそれと同時に、政府の方においても、その經營がうまく合理化され、工員の待遇もよくなり、一方製品もよくなるという面にあらゆる努力をして、援助をしてやつていけるのではないか。將來のことば知りませんが、現在は私そりやうよろしく思つております。

○土井委員 商工大臣に對する質問はその程度で打切りまして、厚生關係で一、二御質問を申し上げたいと思います。今度の労働基準法の制定と關連いたしまして、政府がその機構の面においても、今までそれ／＼の局を設け、その局の下に、またその下部組織といふものを作ることになつてゐるのであります。が、現在の機構の内容では労働省

の下に六局を設ける。この六局のうち特に労働基準法なり、あるいはまた労働基準法と関連するところのいろんな仕事を取扱う面におきまして、たとえば労働基準局、あるいは婦人兒童局、あるいは労働統計局、あるいは職業安定局、あるいは織維局――織維局は直接これにはいっておりませんが、とにかくこの四つのものが主たるものとして置かれている。そうしてこの労働基準局の下には府縣單位に労働基準局、あるいは労働監督署といふものを設け、また職業安定署といふものも設けて行こう。上から下までずっとささらに地方におけるところの職業安定事務局といふものを設ける。あるいはその下にさらに職業安定局の中には、事務局といふ形になつていくのであります。が、これから見ていきますると、要するに労働基準局と職業安定局などといふものは、局を二つにわけてそれを全面的に下部組織にまでもつしていくといふようなことは、腹は腹で踊れ、背中は背中で動けといふような、一人の人間を半分にしたような組織の機構に見えるのであります。こういうようなものは一つの局にしてやつていくことが必要じやないか。しかも労働省の一つの案といたしましてつくられた六局といふものは、ある意味においてセクト的な、ほんと張りの的なるものと考え方に出發してつくられておるのじやないかといふ疑いがあるのであります。この點について労働省の將來の構成機構の基本的なものがどこにあつたかということをお伺いしたのであります。

機關でありますとこの府縣廳、これと下部組織のたとえば地方の勞働基準局であるとか、あるいは勞働監督署というようなもの、これの權限またそれの關係運営の面におけるところの具體的な内容等、一應お聽かせ願えまするならば非常に幸だと思います。

○吉武政府委員　たゞいま土井委員の御質問は勞働關係の機構の問題だと存じますが、勞働省の機構の問題が新聞等に出ておりますけれども、實はまだ勞働省の中の機構はきまつておりますので、こゝでお答え申し上げににくいと思います。たゞこの基準法に關する限りにおきましては、この基準法の中に施行の機構といふものが規定されておりまして、これはこの中でありますように、中央に勞働省ができるとできぬにかゝわらず、勞働基準局といふものを設けまして、この法律の施行の責任の局を明確にしております。なお地方におきましては、たゞいま御質問もございましたが、地方にはこの中に規定しておりますように各府縣にやはりその下部機構として、府縣勞働基準局といふものを置きまして、それがこの法律の施行の責任に當る。なお各府縣に一つずつの局ができますが、やはりその縣内には方々にいろ／＼な工場地帶その他もございまして、たゞ縣の中心だけ監督は行届きませんから、その下になお數箇所監督署といふものを置きました、それが實際の監督構になるか存じませんが本省におきます。

それからいま勞働基準局と職業安定局との關連のお話がございましたが、將來勞働省ができる場合にどういう機

しては、やはりこういう工場監督の部面を掌る責任の局は必要だろう。なおまた職業の斡旋紹介等をいたします専門の局もやはり必要であると思います。現在でも勤労局といふものがございまして、勞働監督については勞政局がやつてゐるのであります。その他それらの専門に當る局といふものは、これは私必要だと思います。たゞ地方の機構についての土井さんの御意見は一應ごもつともと思います。地方で同じ労働行政をやる機構がそろいくつもわかれているよりは、一つに統合してやる方がいゝぢやないかといふことは一つの御見解であります。しかしながらとくに總合的に一つの機構でやりますと、それらの責任といふものが總合的になりますために重點がかからぬといふところでは、やはりそれらの専門の部局をつくつたがよいといふ意見もまたかなり有力にあり得るわけであります。本法の施行につきましてはいわゆるその後者の方の専門の部局が責任を擔當してゆく方がいゝといふところで、これは別個に今後の基準局をおき、その下にまた監督署というものを置いておるわけであります。地方の機構につきましては労働省と關連いたしまして、まだはつきりいたしませんが、大體の構想をいたしましては、現在のところでは、いわゆる労働審議に對する斡旋とか調停とか、そういう問題、あるいは労働組合のいろいろな關係の仕事といふものは、府縣に残します。國機關は府縣から獨立いたしまして、國の直轄で部局をつくつてやつてゆくと

いう構想であります。職業紹介の方の関係も、これは各府県というよりは、ロツク／＼に國の直轄の職業安定に関する局をおきまして、その下部として現在ありまする職業紹介所といふようなものを多少變えまして、職業紹介所あたりにやはり窓口はやらせてゆくという考え方であります。まだこれは決定しておりません。大體の構想だけであります。

央の指揮監督に屬する。こういふよう御承知願います。それからその末端の労働基準監督署でございますが、それもやはり直轄でございまして、中央の主務省から地方基準局、その地方基準局を通じて指揮監督をする。府縣から獨立した機構に相なるのであります。

労働問題について干渉しておるような場合があり得るのであります。将来は一切そういうことはなくなつてしまつて、そりとして一本建の形のもので一切を運営するということになるのかどうか、この點をお伺いいたします。

○吉武政府委員 私が先ほど申しましたのは、基準法の施行に關する基準局について申し上げたのであります。が、職業の紹介斡旋に關するいわゆる職業安定署と仰しやいましたが、その方の關係につきましてはやはり一部は直轄のようであるが、同時にまた府県を通ずるようにも考えられております。さよなら、明確には申し上げられませんが、全然獨立でなしに、やはり府縣行政とかなり關係があるといふことで、關連をもたしておるようあります。さよなら、御諒承をいただきたいと思います。

基準局の方の關係は、これは府縣から獨立いたしまして、これはいろ／＼御意見はあらうと思います。勞働行政

は一部はやはり府縣行政とも關連があり、地方行政との關係があるから、府

縣行政の中に入れたらどうかといふ意見も相當ございますが、同時にまたこ

の施行は、一つは監督的な仕事であります、全國的にやはり相當厳格な監督を加えなければなりませんから、府

縣行政から獨立した方が施行の公正を期するといふ點もございます。兩方の意見は相當有力にあるのであります。

が、本案は最初大臣からも説明の際に申し上げましたように、大體國際勞働

會議において採擇されております監督の機構の方をとりまして、獨立主義をとつたわけであります。ただ先ほどもちよつと觸れましたが、それでは一

切の勞働行政が府縣から獨立して基準

局でやるかと申しますと、そこではな

くして、この勞働保護の監督の部面、

いわゆる基準法の施行に關する部面は

獨立してやりますが、いわゆる勞働爭

議の斡旋であるか、調停とかいう問題

は、これは府縣行政とかなり密接な關

係がござります。府縣知事ともかなり

關係の多い仕事でござりますから、そ

の方に残しまして、府縣行政として殘

つてゆくわけであります。從つて勞働

組合の施行等に關する仕事も府縣の中

に残つていて、基準局の方ではやら

ないのでござります。

それからもう一つの御質問として、

基準局なり基準監督署ができるかとい

うこととございますが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うといふような

ことは考えておりません。

○土井委員 大體以上で私の質問を一

應打切りります。

○小島委員長代理 野本君。

○野本委員 非常に綿密な調査研究を

されましたが、勞働行政は從

前警察署あたりと關連がございました

が、今日ではこれと全然關係はござ

いませんで、警察署を使うとい

たゞ雇つていくといふうにはまいりません。やはり見習の若い者を入れ、特別な藝術品をつくるといふうな仕事だとかなにかにおきましては、やはり特別の仕事を教えながら使つて、いくぞいう面もあると思います。それを技能者養成という合理的な方法を講じましてやらしていこう。これらの條項の趣旨であります。今賃金なり時間なりといふものは、個々のいろ／＼の業態について適正なるものを定めなければなりませんので、こゝでどうという一律的なことは考えておりませんが、それをつくるのに、たゞ官廳が一方的に考えまして、これならよがろうといふうではやはり保護になりませんので、特にこの點につきましては厳格に技能者養成委員會といいうようなものを設けまして、これに民間の方なり、あるいは學識經驗者なりを入れまして、個々のいわゆる業態について、たとえば漆なら塗装りのあの非常に特殊な技能をもつたその業態に技能養成者を入れているという場合は、その期間は一體何年くらいかれば一人前になれるかというような問題、それからそれには一日にどれくらい支給したいとかいうふうな、個々の業態について厳格なる、民主的な方法で御研究を願つてつくつしていくつもりでありますから、今ごとではちよつと申し上げかねます。

○吉武政府委員 大體技能養成につきまして今申しましたように、嚴重なる監督の方法を講ずるつもりでおりまするので、初め入るときから大體この技能養成に何年間なら何年間を経て普通の職工として使うとかいうふうに、入つて後にというふうには考えておりませんけれども、いずれにしましても特別な技能を教えるながらやることでありますから、賃金につきましても多少その點が普通の一人前のを使つる場合とは低い場合があらうかと思ひます。たゞしかし從前のように、技能を教えられるからといつてごくわずかな賃金をやつて、そういう長年使うということはもう嚴格に取締るし、また許さないことは、そのかわり特別の技能を教え込むという點がござりますので、そういうこともありますので、思ひます。

○野本委員 たゞいままでの大體わかりましたが、こゝではつきり申し上げておきたいと思いますことは、從來資本家的な考え方から言ひますと、やゝもしますと技能を修練させるとか、あるいは教育するということが、生産といふ観點から貢献その他の問題を考えて行かなければならぬということを申し上げたいのです。この點はこれ

で終ります。次にここで問題になりますのは、十五歳以上の勤労青年の問題であります。これは文部省の方と關係があるのです。これまでますが、新制高等学校に開かれましたところの十五歳から十八歳までの勤労青年のための夜間制あるいは定期制の教育といふものが、この規定によりまして機會を奪われるというようなおそれはないか。この點についての文部省のお考えを伺いたいと思います。

○小島主査代理 野本君に申し上げます。文部省の事務官は来ておりましたのが、あなたがさつき文部省の關係は済んだとおつしやつたので、誤解して歸つてしまつたようですが。

○野本委員 もう一度呼んでいただきましよう。

○小島主査代理 それでは来るまでほかの質問を續けてください。

○野本委員 勞働基準法の公聽會等の状況を見ますに、使用者側はこの基準法が最高基準であると考え、労働者側はこれが最低基準であると考えておる向きがあるよう思つてあります。この兩者の見解の相違といふものがあります。今後この法を運用して行きます上においていろいろと支障を起すのではないかといふことを私はおそれるのであります。ここで私がお考えを承りたいと思ひます事柄は、労働基準法のみならず、特に労働關係の法に對する使用者並びに労働者のための指導方策といふようなことを、厚生省はお考えになつておりますか。教育指導の方策でございます。

○河合國務大臣 大體この法律の建前は最低基準を建前としております。そ

それでそのことは最低と明文で明記してあります。しかし最低最高ということに觸れない條項ももちろんありますけれども、程度の問題のことは最低何々以上というようにも書いてありますから、公聽會は實は私出席しておりませんので、その様子はわかりませんけれども、大陸の建前はこうなつておるから、その點は疑いないと思つております。  
それからもう一つ、將來の教育なり指導方針についてのお尋ねであります。が、これは大體こういう問題に對しましては、勞働教育といふものは非常に重大な問題として取上げられなくちやならないのであります。たゞいまいろいろの關係筋とも協議しまして、大體の立て方を労働者側、使用者側おののでひとつ協議會でも開きまして、そしてその方針をきめて、それをきめた上に労資なりあるいは公益代表などをませた審議會でもつくりまして、その教育の方針を具體的にきめたいというふうにたゞいまのところ考案をもつております。そしてこの點に最も重點を置くつもりであります。特に勞働基準法の實行の問題になりますと、これはやはり勞働監督官その他の監督行政に當る者は、よほどイニシアチーブをとつてゆかねばならず、またそれをさせるつもりであります。  
○野本委員 たゞいまのお話を承りますて私も非常に結構なものであると思つております。大體今までの状況を見ますると、勞働運動に對する指導機關が民間にありますけれども、これらの指導機關は、やゝともしますと一黨一

派に片寄つた指導をしておることを私は遺憾に思つております。この事柄が日本の正常健全なる労働組合運動の発達の上に決していい影響は與えない。従つてあくまで公正な立場に立つた、労働者及び使用者の兩方に向つて公正な立場からの指導機關について今後とも十分御努力を願いたいということを申し上げておきます。

それから文部省の方に申し上げるのありますか、さつきお歸りになりましたが、さつきお歸りになつてから申し上げたことは、新制高等学校に開かれました十五歳から十八歳の間の勤労青年のための夜間制、それから定期制の教育の機會が奪われるおそれがあるのではないかと、いうことを法文を見まして感じておる。その點についての御意見を承りたい。

○効木政府委員 現在の青年學校が新制度に移行いたしましたことについて、新制の大・三・三の上級中學、いわゆる高等学校におきまして、その制度をどう取入れるかという問題につきましては、内閣に設けられました教育刷新委員會におきましても非常に重要な問題といたしまして論議されたのでございますが、その際におきまして十八歳までのいわゆる青年學校、定期制の高等學校にまいります者に對する處置につきまして、労働基準法のようなものにおきまして十八歳まで一定の時間限つて青年學校に就學する義務を妨げることはできないというような規定を設くることを可とする意見と、それから定期制の高等學校におきまして、一定の時間の普通教育を行なうこといたしまして、この普通教育を義務化とする、憲法の條項に照らしまして十八歳までを義務制とするといふ意見



ら、婦人の労働條件についてのお尋ね  
でありましたが、私も從來婦人の賃金  
が男子に比して著しく低いといふ點は  
認めます。新憲法は、性別のいかんに  
かゝわらず差別待遇をしてはいけない  
ということを、憲法の條項にもうたつ  
ておりますし、またこの基準法におき  
ましても、その點は最初の總則の所  
に、労働憲章として、第四條に、使用  
者は、労働者が女子であることを理由  
として、賃金について、男子と差別し  
てはいけないという原則を掲げておる  
のであります。今後これを施行する上  
においてなかくむずかしい點もある  
うかと思いますが、とにかく女子が男  
子と同じ労働能率をあげておるものに  
つきましては、男子と女子との間に差  
別はさせない、同一の賃金を支拂わせ  
たいといふ考え方をもつております。

りますけれども、この紡績に勤いでおります女子労働者、これの勢力は男子に比較してどの程度にお考えになる豫定でありますか。

○吉武政府委員 女子のやる産業と男子のやる産業といふますか、部面が全然違つておるものにつきましての比較は、これはなか／＼むずかしいと思ひます。同じ仕事を男と女がやつておれば、これは能率も表にすぐ出ますが、同一賃金の適用は簡単であります。が、今のように全然違う分野についての比較といふものは、これはなか／＼つきにくくと思ひます。けれども、これはだん／＼ほかの方との関連において、漸次女子の賃金が全體として低くないようになつて行くでありますように、またわれ／＼としても努力したいつもりであります。

○山崎(道)委員 男子と女子が同じ仕事をしておればわかるけれども、今の男子專制の世の中では、女たといふ蔑視がありますので、初めから女の仕事だということで軽く扱つておる。ところが、紡績などは、輕労働のように見えますけれども、實際に見ていただけ、ば容易ならぬ仕事であります。けれども紡績といふ仕事に對しましては非常に世間が軽く扱つておる。私が最近心から頭が下つて、手を合わせたいような氣持になりましたのは、九州の炭坑に参りましたときに、まつ裸で、しかも汗にまみれながら働いておいでなる坑夫の姿、それから紡績のか弱い子供たちが、綿埃にまみれながら、まつ白になつて、しかも空腹に耐えながら、機械に食い入るように強いまなざしを送りながら働く姿、この二つには私は心から頭が下りました。手を合わ

せたいような心持になりました。この國家の運命をも背負つている人たちの労働に對しましても十分御考慮を願わなければならぬ。しかも男の人の中には、男女同一賃金ということは、これは女はこういう點で劣つてゐるじやないか、あゝじやないか。と言つて、さながら女を低い階級に追いやつておくことが、男の世界を守るのだと、いうような観念がござりますけれども、これは私は大きな間違いだと思ひます。もし男の人達がいつまでも、そういう観念でおられましたならば、かえつて向上してまいりまする女子によつて、男の人の職場が奪われる結果になるとすら私は考へております。あくまで男女の差別的觀念を拂拭していただきたい。これは私は強く要求するものであります。

それから紡績のことが出ましたので、引續いて私は紡績の問題を取上げてまいりたいと思ひますけれども、今まで米綿が輸入せられて、昨年度におきまして消化すべきはずであった八十九萬俵といふ米綿が荷され私たち敗戦後ほんとうに心から明るい氣持がいたしましたのに、その生産の結果は非常に悪いのでございます。わずか七割しか消化していない。この隘路の原因には種々ございましようけれども、結局労働力の關係が多いというふうに私は考えております。これに對しまして政府はどういうふうにお考えになつておられますか。そうしてまたこの紡績について、最も私が憂慮いたします問題は、あまりにも劣悪な條件の下に、今なお少しも人權が認められておりません。先日豫算總會でも私申しましたが、とにかく募集の方は労働基準法

だと大臣はおつしやつたのでございま  
すけれども、この間のお答辯では私は  
満足ができないのでござります。民主  
的にやつてある。またやつしていくつも  
りであるし、労働基準法ができればそ  
れはもとよりそなならなければならな  
いものであるというようなお言葉でござ  
いましたけれども、あくまでも法律  
は人が運営する。今日なお一人募集し  
てまいりまするのに五十圓の日當を拂  
つているということは、これは現實の  
問題でございます。こゝにどうして人  
權が認められていると言われるでござ  
いましようか。この募集の方法から私  
はまずほんとうのお心持を聽きたい。  
はたして今のような状態で民主的な募  
集をやつていいける。そうして労働人員  
を得ていく自信がおありになるかどうか。  
その點を第一にお伺いしたいと存  
じます。

それから募集の點はなかなかむずかしいのでございます。これは紡績復興會議において協定されまして、最低手取り二百五十圓になつたことは承知いたしております。けれどもこれは食糧と寄宿代は差引かれておりますが、結局日用品は全部買わなければならぬのでござります。こゝに詳しい生活資料が来ておりますけれども、一箇月一回外出していくら、履物が月に三十圓、被服が五十圓、これは修理の程度でござります。化粧品二十圓、歯みがきやピンその他で十圓ちり紙十圓、石鹼二十圓、これは洗濯石鹼と顔を洗う石鹼の兩方でござります。教養・娯楽費、新聞雑誌五圓、これは値上げになつても五圓では買えません。これは昨年の十二月の表でござります。それから映画を一回見にいきまして十圓、これは電車に乗つてまいりますことなんかも計算いたしております。學用品十圓、通信費、交際費いくら、その他の雜費十五圓というようなものを、ごくうちわに十二月に計算しても二百七十圓と出ております。これは十二月の計算ですから、今紡績の子供たちは少しきは田舎からもらわなければならぬいような子供もございます。こういう状態でございますから、從来よりも高められたことは私は認めますけれども、從來はあなたの方も御承知の通り有名な女工更夫といふ言葉がある。紡績

産業はか弱い女性の搾取と肺結核の上に支えられたと言われても過言でない。ような劣悪な條件で使用されたのでござりますけれども、昭和の今日をうことは絶対に許されないはずでありますから、今の程度で相當だとお考えでございましょうか、私はこうした現實の面に立脚して、いま一應お伺いいたしたいのあります。

○河合國務大臣 賃金が相當不相當でござることは非常にむづかしい問題であります。

それでは社會狀態において賃金は皆相當の額にあるかということを見ます。

と、これは御承知の通りに皆食つていけないで困つておる状態なのです

ら、そうするとどの點を基準にとつて相當だということになるか、その基準をはつきりお示しを願いませんと、そ

うしてこれは紡績産業との關係がありまして、どうもちよつと相當とが不相

當と言つてお尋ねになつても、實はこの席では、はつきりこれは相當とも不相

當とも申しつくいのであります。私の知識が足らぬのかもしれません、そ

のことを御諒承願いたいと思います。

○山崎(道)委員 憲法の二十五條に「國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」というよう

な意味から、殊に將來の母性たる大切

な女性のみが集つておる所でございま

すから、その點を御考慮願いまして、

最低限度の教養も積み、楽しみをもつて働けるように、人間らしい生活をも

つて私は相當と思つております。

それから募集に對しましてはなかなか困難だといふお話をござります

けれども、募集は困難ではないと思

う。労働條件が改善されて、人たるに

値する生活ができるということになれば、當然今人が集つて來なければならぬと思つております。今募集員が、會社へ行けば食糧はこらだ、あることは絕對に許されないはずでありますから、今の程度で相當だとお考えでございましょうか、私はこうした現實の面に立脚して、いま一應お伺いいたしたいのあります。

○河合國務大臣 賃金が相當不相當と

いうことは非常にむづかしい問題であります。

それでは社會狀態において賃金は皆相當の額にあるかとお尋ねになつても、

と、これは御承知の通りに皆食つてい

けないで困つておる状態なのです

ら、そうするとどの點を基準にとつて

相當だということになるか、その基準をはつきりお示しを願いませんと、そ

うしてこれは紡績産業との關係がありま

すが、どうもちよつと相當とが不相

當と言つてお尋ねになつても、實はこ

の席では、はつきりこれは相當とも不相

當とも申しつくいのであります。私の知識が足らぬのかもしれません、そ

のことを御諒承願いたいと思います。

○山崎(道)委員 慶法の二十五條に

「國民は、健康で文化的な最低限度の

生活を営む権利を有する。」といふよう

な意味から、殊に將來の母性たる大切

な女性のみが集つておる所でございま

すから、その點を御考慮願いまして、

最低限度の教養も積み、楽しみをもつて

働けるように、人間らしい生活をも

つて私は相當と思つております。

それから募集に對しましてはなかなか困難だといふお話をござります

けれども、募集は困難ではないと思

う。労働條件が改善されて、人たるに

もつと改善してもらつ點が多いと考

えております。

○吉武政府委員 私も詳しい數字は存

じませんが、今山崎さんが御指摘にな

ったように、おそらく定著をしない

女工さんを寄宿に千人、通勤その他を

ともととよい條件にしたいとまこと

りあります。その點はたゞ労働條件と

申しましても、特に私は食糧の關係が

田舎あたりにおられますと相當恵まれ

るのであります。それが都會地な

り、あるいは工場にはいつゆきます

と、相當の加配をしております。けれ

ども、なか／＼不十分でありますけれど

も、實際の生活はなか／＼窮屈である

上がりつゝあるわけでありますけれど

も、實際の生活はなか／＼窮屈である

上がりつゝあるわけでありますので、その點は

一つ御了承をいたゞきたいと思いま

す。

○山崎(道)委員 私は現在だから紡績

の待遇を改善して欲しいと思つております。

○吉武政府委員 高めてまいりますことが第一であ

る。そろでなければいかに學校を通

じ、いかに何十圓の金を出してつれて

苦勞をしなくても集つて来る。それで

が欲しい思いをして働いております。で

すから労働條件が改善されて、社會の

觀念が切替えられましたならば、何も

苦勞をしなくても集つて来る。それで

五一、最惡の工場におきましては實に

二十五人を要しております。これでは

一體どうなりますか。しかもつれて來

られた状態が非常に悪いために十月、

十一月、十二月では、入社が八百三十六

人に對し退社が七百五十三人といふよ

うな移動率をもつております。この移

動率が激しければ一體どうなるか。結

論紡績作業は一年から三年くらいが一

番技術が發達するときだと言われてお

ります。ところが現在では平均六箇月

であります。従つてその平均の中には、

満十年くらいおる人もまじっている、

練習工がわざかに八人、未熟練工が九

十二人、これは絶えず變つておるそ

うであります。こうしたことを見てお

るべきでありますけれども、一方

でございまして、

産業の再開は今途上にあります。

するとき、現状だからこそ私はもつ

と改善してもらつ點が多いと考

えております。

○吉武政府委員 それから工場における衛生の見地から聞

い

うですに七匁に減らされております。

今募集員が、會社へ行けば食糧はこらだ、ある

ことは絶対に許されないはずであります

から、今の程度で相當だとお考

えでございましょうか、私はこうした現

實の面に立脚して、いま一應お伺い

いたしたいのあります。

○吉武政府委員 まず、お話をよろしく

お聞きいたしましたが、今日の状況は、食糧の問題にいたしましても、先生ほど大

臣からお話をありましたように、「一般

の賃金問題にいたしましても、賃金は

おきましても、一日まいり

る日本紡におきまして、「昨日まいり

て、お話をよろしくお聞きいたしましたが、食糧

はこういうふうだ、現物給與がある

と、いろいろ詐言をもつてつれて来て

おりますから、来てみてあまり現實

が相違しておるようない所で幻滅感

はこういうふうだ、現物給與がある

と、いろいろ詐言をもつてつれて来て

おりますが、現状でございます。

それからそしめた劣悪な労働條件に

放置されておりますがゆえに、社會全

般がいわゆる紡績女工といふような觀

念で蔑視しております。働く者も肩見

す。

○山崎(道)委員 私は現在だから紡績

の待遇を改善して欲しいと思つております。

○吉武政府委員 さうですに七匁に減らされております。

今募集員が、會社へ行けば食糧はこらだ、ある

ことは絶対に許されないはずであります

から、今の程度で相當だとお考

えでございましょうか、私はこうした現

實の面に立脚して、いま一應お伺い

いたしたいのあります。

○吉武政府委員 まず、お話をよろしく

お聞きいたしましたが、今日の状況は、食糧の問題にいたしましても、先生ほど大

臣からお話をありましたように、「一般

の賃金問題にいたしましても、賃金は

おきましても、一日まいり

る日本紡におきまして、「昨日まいり

て、お話をよろしくお聞きいたしましたが、食糧

はこういうふうだ、現物給與がある

と、いろいろ詐言をもつてつれて来て

おりますが、現状でございます。

それからそしめた劣悪な労働條件に

放置されておりますがゆえに、社會全

般がいわゆる紡績女工といふような觀

念で蔑視しております。働く者も肩見

す。

○山崎(道)委員 私は現在だから紡績

の待遇を改善して欲しいと思つております。

○吉武政府委員 さうですに七匁に減らされております。

今募集員が、會社へ行けば食糧はこらだ、ある

ことは絶対に許されないはずであります

から、今の程度で相当だとお考

えでございましょうか、私はこうした現

實の面に立脚して、いま一應お伺い

いたしたいのあります。

○吉武政府委員 まず、お話をよろしく

お聞きいたしましたが、今日の状況は、食糧の問題にいたしましても、先生ほど大

臣からお話をありましたように、「一般

の賃金問題にいたしましても、賃金は

おきましても、一日まいり

る日本紡におきまして、「昨日まいり

て、お話をよろしくお聞きいたしましたが、食糧

はこういうふうだ、現物給與がある

と、いろいろ詐言をもつてつれて来て

おりますが、現状でございます。

それからそしめた劣悪な労働條件に

放置されておりますがゆえに、社會全

般がいわゆる紡績女工といふような觀

念で蔑視しております。働く者も肩見

す。

○山崎(道)委員 私は現在だから紡績

の待遇を改善して欲しいと思つております。

○吉武政府委員 さうですに七匁に減らされております。

今募集員が、會社へ行けば食糧はこらだ、ある

ことは絶対に許されないはずであります

から、今の程度で相当だとお考

えでございましょうか、私はこうした現

實の面に立脚して、いま一應お伺い

いたしたいのあります。

○吉武政府委員 まず、お話をよろしく

お聞きいたしましたが、今日の状況は、食糧の問題にいたしましても、先生ほど大

臣からお話をありましたように、「一般

の賃金問題にいたしましても、賃金は

おきましても、一日まいり

る日本紡におきまして、「昨日まいり

て、お話をよろしくお聞きいたしましたが、食糧

はこういうふうだ、現物給與がある

と、いろいろ詐言をもつてつれて来て

おりますが、現状でございます。

それからそしめた劣悪な労働條件に

放置されておりましたが、社會全

般がいわゆる紡績女工といふような觀

念で蔑視しております。働く者も肩見

す。

○山崎(道)委員 私は現在だから紡績

の待遇を改善して欲しいと思つております。

○吉武政府委員 さうですに七匁に減らされております。

今募集員が、會社へ行けば食糧はこらだ、ある

ことは絶対に許されないはずであります

から、今の程度で相当だとお考

えでございましょうか、私はこうした現

實の面に立脚して、いま一應お伺い

いたしたいのあります。

○吉武政府委員 まず、お話をよろしく

お聞きいたしましたが、今日の状況は、食糧の問題にいたしましても、先生ほど大

臣からお話をありましたように、「一般

の賃金問題にいたしましても、賃金は

おきましても、一日まいり

る日本紡におきまして、「昨日まいり

て、お話をよろしくお聞きいたしましたが、食糧

はこういうふうだ、現物給與がある

と、いろいろ詐言をもつてつれて来て

おりますが、現状でございます。

それからそしめた劣悪な労働條件に

放置されておりましたが、社會全

般がいわゆる紡績女工といふような觀

念で蔑視しております。働く者も肩見

す。

○山崎(道)委員 私は現在だから紡績

の待遇を改善して欲しいと思つております。

○吉武政府委員 さうですに七匁に減らされております。

今募集員が、會社へ行けば食糧はこらだ、ある

ことは絶対に許されないはずであります

から、今の程度で相当だとお考

えでございましょうか、私はこうした現

實の面に立脚して、いま一應お伺い

いたしたいのあります。

○吉武政府委員 まず、お話をよろしく

お聞きいたしましたが、今日の状況は、食糧の問題にいたしましても、先生ほど大

臣からお話をありましたように、「一般

の賃金問題にいたしましても、賃金は

おきましても、一日まいり

る日本紡におきまして、「昨日まいり

て、お話をよろしくお聞きいたしましたが、食糧

題は、ずっと前は労働行政一本でやつたのでありましたが、戦時中これは衛生關係の方に移管されまして、工場における衛生問題は衛生の方の部局が擔當しておつたのであります。これは近く労働省が設置されることになりますれば、當然また労働行政一本としてやるつもりであります。

しかしながらわれ／＼いたしましては、その所管がいかにあるにか／＼わらず、およそ労働者の労働條件に関する責任があると存じております。工場食につきましても、今日の食糧不足のときでありますから、なか／＼十分なことはできませんが、その中においても、十分われ／＼は努力をいたしましたと考えております。

○山崎(道)委員 それでは伺います

が、今度あなたの方にこの工場衛生の

方が統轄されるのですか、そうあります

ましたならば、責任をもつて工場の榮

養食の方も御指導願えるわけでしよう

がそうしたときには、ひとつ榮養士を

置いて、ほんとうに女子の榮養の面を

十分監督していただきたいと同時に、そ

の榮養士には女子の榮養士の監督官

を置いててもらいたいと思いますが、そ

の點に對しましては、どういうお考え

でございましょうか。

○吉武政府委員 従前も工場食のため

に榮養士を置いておりましたが、今度

基準法を施行する上においては、相當

の監督官も配置するつもりであります

し、その中には女子監督官も相當置く

つもりであります。従つて今御意見がございましたように、そういう女子の

工員をたくさん使っております紡績そ

の他における工場食につきましても、

女子の榮養士等をも置きました、監督

をいたしたいと思つております。

いつでもよいくらいでござりますが、

願いをいたします。食糧問題が解決し

なければ、絶対に定著はないと存じて

おります。

次に、私は寄宿の問題を取り上げてみ

たいと思います。厚生省ではしば／＼

工場は観察しておいでになると存じま

すけれども、今までの寄宿は實に遺憾

な點が多いのでござります。労働基準

法によつて大分明朗になるようでござ

ります。けれども、實際においてもつ

と熱意をもつて改善していただきたい

と思います。現在寄宿舎は、これは全

部とは申しませんが、私がつい一週間

ばかり前に観察いたしましたところで

は、十五疊の室に十五、六人雜居して

おります。疊も破れている、そういう

所へ若い娘たちを追い込んでおいて、

そこには何の慰安もないということにな

りましたならば、私のような者でも、

落ちついてはいられないと存じます。

しかも寄宿制度として寮母さんのよう

なものがありますけれども、これを私

は将来は自主的に、この條文通りにや

つてもらわなければならぬと思いま

す。しかしこういうことを聞いており

ます。名目は自主的に寮母を選出する

ようなことをやらせている工場がござ

りますけれども、いつも先づがしてあ

る。ですからおいでになるときはよそ

行きだけを見ておいでになる。これで

はほんとうのことはわからないと思

います。先日も私が工場へ参りました

といふお話をございますが、これは

今日の工場法の規定におきましては、

一人當り一疊半という制限をしてお

ります。それから十五疊に十五人ぐら

いといふ、投げ道があるようござい

ますので、なか／＼昔のようによくない

よくなところがあるのではないかと思

います。それが十五疊に十五人ぐら

いといふ、投げ道があるようござい

ますので、その點をひとつ十分御監督

を願わなければならぬと存じます。そ

れから寄宿舎にもつと文化設備をして

おきまして、これは本法には特に

取上げておきますように、今後は寄宿

制度は從前と違ひして、全く自治的

で経つても駄目だ、かように存じます

ので、強くこの點を要求いたします。

それから生理休暇の問題、これに對

しましてはいろ／＼異論があるよう

でございます。婦人代議士の中において

あります。殊に婦人の労働者が全部と

が、これもお話を通りであります。

いつでもよいくらいでござりますが、

要でござりますから、責任をもつてお

願いをいたします。食糧問題が解決し

ることにつきましては、これはよほど監督しなけれ

ばならない問題であります。從來の

工場監督におきましても、この紡績に

おけ寄宿舎の監督といふものは、相

当やがましくはやつており、また關心

をもつておつたであります。私も相

當以前から關係をしておりましての感

じであります。戦前におきましても、この紡績に

おけ寄宿舎の監督といふものは、相

当やがましくはやつており、また關心

をもつておつたであります。私は相

當以前から關係をしておりましての感

じであります。戦前におきましても、この紡績に

おけ寄宿舎の監督といふものは、相

当やがましくはやつしており、また關心

をもつておつたであります。私は相

當以前から關係をしておりましての感

じであります。戦前におきましても、この紡績に

することは、まことに無理が伴つておると存じます。これは大切な、母性を保護する意味におきまして、人類至高の使命を達成する、この大切な母性を損わないためにおきましても、私はこの點を、この有害な業務に従事するというだけでなく、必要がある人には與えるといふうにしていただきたい、と存じますが、その點につきまして、お伺いいたします。

ました生理休暇の問題にござましては、今お話しもありましたように、これはいろいろ議論のあるところであります。御指摘になつたように、生理は病氣ではなくて、生理的の現象であるというのであります。しかしそうだからといつて全然影響がないかといふと、影響のある部面も私ども存じております。しかしながらその程度であります。しかしながらその程度であります。まして、就業ができるかどうかといふと、一般的に申しまするならば生理日において就業ができないとは申しがたいと思います。これは今お話がありましたように、婦人あたりの専門家もそういうふうに言われているのであります。ただ問題は、それが今お話のありましたように、人によつて非常に病的にくるのがあります。そういう方にとりましてはそれは仕事自體がそう過激な仕事でなくとも、その人の個人的の現象として、就業がむつかしいといふのがございますから、本法におきましてはまづ第一、生理休暇は全體の婦人について、あらゆる業態、あらゆる者に全部やるという方針をとらないで、就業が著しく困難なる女子は、要求すれば與えなければならぬということを一々設けたであります。

それからもう一つの點は、全般的にはこれは専門家が言われるように、生理日であるからといって、就業ができるとは思いませんけれども、特にこの生理に有害な業務、たとえばバスに乗つて非常な激動の仕事をするとかいうような業態になりますと、これはその個人に非常にそういう現象がくると、いふばかりでなしに、普通の人なら今度は逆に影響をもつ者もございまするから、そういう特に生理に有害なよう

をからかつたり、揶揄したりする態度で迎えまするため申し出る人が少い。それで病氣だとなんとかいう名目で現實に休んでおります。ございまするから私は労働者の人格を信用して、そして手續きなどごく簡単になりまするから、この手續きを簡易化する事と、それからこの有害な業務に從事するということを特定しなくてもよいじやないかと思う。婦人労働者を一つ信用していただきまして、必要ある者には與えるようにしていただきたい。なぜ私はこういふうに強く言うかと申しますと、タイピストなんかはきっとこの必要な中にはいっていないと思うのであります。ところがタイピストが非常に打ち違いますのは生理日であります。生理日をわずか二日休ませましても、それによつてそれだけの能率は取返せるのであります。これが女でなければわからないので、あなた方は信用しないかもしれませんけれども、就業に差支えないと申しましても、相當氣分的に不快なものが伴うことは事實でありますから、それほどういうふうにお考えになりますか。先日アメリカの労働官と基準法について座談會をいたしましたときに、日本ではアメリカにないからということが大分言われておるけれども、アメリカはアメリカである。日本にはまた日本の特殊條件がある。アメリカにないからといつて遠慮することはない。日本の情勢に應じてあなた方は要求すべきであるということを、はつきり言われておるのであります。どうか前例がないからといふような官僚的なお考えでな

く、一つよく考えてもらいたい。あなた方は男でありますが、結局奥さんやお嬢さんは女であります。ぜひ一つお願いをいたします。この程度でござります。この條項を削つていただけないものでしようか。

○吉武政府委員 先ほどから申上げましたように、お話をのように、その生理的な現象が能率に影響がないとは私どもも存じません。あるとは思います。たゞその程度がどうしても仕事を休ます

けれども氣運のようになりました。御承知のように女子の犯罪の八割までは生理日だと言われておるくらいでありますから精神的に非常に激昂する。そこで非常に問題を起しましたことを現に私は見ております。こういう意味におきまして、重労働でなくても、流れ作業をやつているものは一人抜けると全體の仕事に影響するというようなことがありますので、私は特にこの點をおきまして、次第でございます。

次に私は醫療施設の問題、工場の病院について伺います。この病院は大體完備してはまいりましたけれども、特に今非常に困つておるのは——また一般的だと言つて逃げられるかもしけれませんけれども、お薬がなくて非常に困難しております。私はここに病氣の表ももつておりますけれども、非常に困難をいたしておりますので、特別にとすることは無理かと存じますけれども、なんとか一つ御配慮が願いたい。特に現在困つておるのが驅蟲薬であります。驅蟲によつて死んでまいります子供が多々ございます。御承知かどつか、驅蟲で死にますものは非常な苦悶をいたします。腸捻轉かと思つて間違えられるくらいだと聽いております。驅蟲は結局國內に少ないので、いろいろ困難もございましようけれども、非常に今日人命を損つておるといふ點をお考へいたしまして、連合軍側へでもお願ひをして、何とか至急にお考へを願いたい。かように存じておりますが、親のもとを遠く離れて來ました可憐な子供が、先日も相づいで蛔蟲のために死んでいったといふことを私は體きまして、特にこの點をお願いしたいのです。

○吉武政府委員 これは衛生關係の方でやつておることでありますけれども御指摘の通りであります。最近非常に蛔蟲のために悩まされておる。その一つは薬が足りない。今お話をありましたように、私も専門家でありますからよくわかりませんが、驅蟲薬がもとは南方の方から來ていたそうです。が、その道を断たれまして、非常に苦勞をしておるようあります。しかし今日蛔蟲のために非常に悩んでおるということは、衛生關係の方で十分了承しております。それで、それに代る内地で生産されるのも相當努力しつゝあるのでありますけれども、衛生當局の方で非常に努力をしておる點を御詔承願いたいと思います。

○山崎(道)委員 次に労働行政の面でござります。この基準法にも婦人監督官を置いていただけることが、規定されておるようでございますけれども、現在いかに日本政府が労働行政に對して不熱心であるか。とりわけ女子の點におきまして熱意が缺けておるかといふことは、全國にわざかに三名より婦人の労務官がおりません。しかもこの三名の婦人労務官も、いろ／＼な仕事の上に困難があるということを私は聞いております。男女同權を規定されました今日、獨自性を持たせて、十分婦人としての能力が發揮できるようになつて機構を改めていただく。それが全国にやはり労務官を至急に増設していただきたいと思いまするけれども、その點はいかがございまし

○吉武政府委員 従前とも工場監督につきまして、婦人について決して冷淡なわけではありません。相當工場監督のうちにおきましては、婦人及び子供についての監督に、重點を置いてやつておつたのであります。が、御指摘のように婦人の監督官は二名か三名でございまして、その點ははなはだ遺憾に思います。やはり婦人の問題は、男の監督官がいかに熱心でありますても、婦人が婦人を見る方がいゝと想いますので、今後は婦人監督官は相當増員をする覺悟でございます。それから午前中もちょっと申し上げましたが、この基準法の施行に伴いまして、從來工場監督官といふものは、實は非常に少かつたのであります。この施行に伴いまして、相當思い切つた人員を今までの豫算で認められておりますので、これが通過いたしまするならば、相當各府縣に監督官が置けるのであります。その際は婦人監督官も相當思い切つて増員をいたすつもりでありますから、御詔承願います。

○山崎(道)委員 とにかく私はいくら男女同權が認められましても、婦人が男子に比して現在は劣つておることを認めています。けれども婦人を早く教育成して、眞に人間としての能力を發揮するまでに高めて行かなければならぬ婦人の地位は文明の尺度を現わすものであると言われております通り、日本本の再建にあたりまして、最も急がなければならぬのは青少年の教育と、そうして婦人の向上であらう。しかしながら、この豫算の上においては御趣旨のよう十分力を今後いたすつもりであります。先ほど大臣からもお話をありましたが、今後労働教育について、いろ／＼民主的な方法をもつて、たゞ法律の施行の監督をするといふだけではございません。その反面ますますおいて、半年において、八百萬人と見込みましたものが、一舉に三百萬人と減らされた根據があるかといふことを、私はお伺いしたいので

よう。

○吉武政府委員 従前とも工場監督に、私は婦人労働者の教育問題を一つ

して、十分國家再建の一翼を擔當することのできるまでにして行かなければ

ならない。かように考えまするがゆえ

思つております。

○矢野委員長 山崎さんに御相談申

上げます。答辯は明日當局から伺うこ

とにあればいかでしょか。

○山崎(道)委員 結構でございます。

○矢野委員長 本日はこの程度におい

て散會いたします。明日は午後一時よ

り開會をいたします。

午後四時九分散會

す、擔當が違いますけれども、御答辯願えますか。

○矢野委員長 山崎さんに御相談申

上げます。答辯は明日當局から伺うこ

とにあればいかでしょか。

○山崎(道)委員 結構でございます。

○矢野委員長 本日はこの程度におい

て散會いたします。明日は午後一時よ

り開會をいたします。

午後四時九分散會

しておるのだからといふようなこと

が、非常に労働條件を劣悪にしておる

もの一つであろうと考えております。

そこで婦人はお嫁に行くまでの腰掛けで

勤いておるのだからといふようなこと

が、非常に労働條件を劣悪にしておる

もの一つであろうと考えております。